

平成 28 年 8 月 31 日

新潟県後期高齢者医療広域連合議会 8 月定例会会議録

新潟県後期高齢者医療広域連合議会

新潟県後期高齢者医療広域連合議会 8 月定例会

平成 28 年 8 月 31 日

◎ 議事日程 第 1 号

平成 28 年 8 月 31 日（水曜日）午後 2 時 00 分開議

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 議案第 12 号 平成 27 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

第 4 議案第 13 号 平成 27 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第 5 議案第 14 号 平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について

第 6 議案第 15 号 平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

第 7 一般質問

◎本日の会議に付した事件

ページ

日程第 1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日程第 2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日程第 3	議案第 12 号 平成 27 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について・・・・・・・・	4
日程第 4	議案第 13 号 平成 27 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について・・・・・・・・	4
日程第 5	議案第 14 号 平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について・・・・・・・・	4
日程第 6	議案第 15 号 平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について・・・・・・・・	4
日程第 7	一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(追加日程)	議案第 16 号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について・・・・	19

◎出席議員（26人）

志田常佳	丸山広司	草間敏幸
笹川信子	五位野和夫	湯浅佐太郎
浅野一明	小泉勝江	尾形修平
渡邊雄三	笠原幸江	渡辺幹衛
佐藤涉	駒形信雄	浅間信一
渡辺一美	渡辺俊彦	青山順一
武石雅之	松原良政	山口周
諸橋和史	高橋政喜	石田タマエ
石垣喜一郎	伝信男	

◎欠席議員（4人）

久保田陽一	川田一幸	腰越晃
松浦春次		

◎説明のため出席した者

広域連合長	篠田昭
副広域連合長	渡邊廣吉
事務局長	野本信雄
業務課長	高橋浩二
業務課長補佐	牛木浩太郎
総務係長	遠藤滋
企画係長	荒木千里
医療給付係長	小松浩之

◎職務のため出席した者

議会事務局長	八木明
議会事務局員	小林正芳
議会事務局員	田鍋哲也

午後 2 時 00 分 開議

○議長（志田常佳） 開議に先立ち、諸般の報告をいたします。

内容につきましては、お手元に配付のとおり、監査結果の報告です。

監査委員より、本年 3 月から 8 月までの例月現金出納検査の結果についての提出があり、議長においてこれを受理しておりました。

検査の結果、計数等はいずれも正確で、出納事務についても適正であると認められたというものです。ここにご報告を申し上げます。

○議長（志田常佳） これより、平成 28 年新潟県後期高齢者医療広域連合議会 8 月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員は 26 名であり、地方自治法第 292 条において準用する同法第 113 条の規定により、定足数に達しております。

△日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（志田常佳） それでは日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 74 条の規定により、議長において、草間敏幸議員及び伝信男議員を指名いたします。

△日程第 2 会期の決定について

○議長（志田常佳） 次に、日程第 2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志田常佳） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決しました。

△日程第 3 議案第 12 号 平成 27 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第 4 議案第 13 号 平成 27 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第 5 議案第 14 号 平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について

△日程第 6 議案第 15 号 平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（志田常佳） 次に、日程第 3、議案第 12 号「平成 27 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第 6、議案第 15 号「平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について」までを一括議題といたします。

広域連合長の説明を求めます。

◎広域連合長（篠田昭） 議長。

○議長（志田常佳） 篠田広域連合長。

〔篠田広域連合長、登壇〕

◎広域連合長（篠田昭） 広域連合長の篠田であります。

それでは、議案第 12 号から第 15 号につきまして説明させていただきます。

初めに、議案第 12 号、平成 27 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定及び議案第 13 号、平成 27 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして、ご説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 1 項の規定に基づき調製した決算に、同条第 2 項の規定による監査委員の審査意見書を付して、同条第 3 項の規定による議会の認定を頂くための提案をするものであります。

それでは、歳入歳出決算の状況を申し上げます。

初めに、一般会計の決算についてです。

主な歳入は、構成する県内全市町村からの負担金のほか、国庫補助金、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金などであります。

次に、主な歳出です。

事務局運営経費のほか、市町村が行う健康増進事業等への補助金など、後期高齢者医療制度の円滑な運営に必要な経費であり、財政運営にあたっては経費の削減と効率化を図ってまいりました。

平成 27 年度一般会計の決算額は、千円単位で申し上げますと、歳入総額 12 億 6,330 万 3 千円で、収入率 96.4%、歳出総額 12 億 1,261 万 6 千円で、執行率 92.5%、歳入歳出差引額は 5,068 万 7 千円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算についてです。

まず、主な歳入は、構成する県内全市町村からの支出金のほか、国、県、支払基金からの負担金及び基金繰入金などであります。

次に、主な歳出ですが、療養給付費などの保険給付費のほか、健康診査事業を実施する保健事業費などであります。

平成 27 年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、これも千円単位で申し上げますと、歳入総額 2,663 億 1,153 万 5 千円で、収入率 99.8%、歳出総額 2,606 億 1,361 万 8 千円で、執行率 97.6%、歳入歳出差引額は、56 億 9,791 万 7 千円となっております。

次に、議案第 14 号、平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ 103 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 9 億 7,798 万 3 千円とするものであります。

内容としましては、平成 27 年度国庫補助事業の精算に係る経費を補正するものであります。

次に、議案第 15 号、平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ 59 億 4,837 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2,615 億 2,475 万 6 千円とするものであります。

内容としましては、平成 27 年度医療給付費の実績に基づく各種負担金や各種補助金等の精算に係る経費などを補正するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（志田常佳） なお、この際、事務局長から本件についての補足説明の発言ならびに追加で資料を配布したいとの申出がありましたが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、これより追加で資料を配布させていただきます。

〔資料の配付〕

発言を許可します。

野本事務局長。

◎事務局長（野本信雄） はい。議長。

〔野本事務局長、自席、説明〕

◎事務局長（野本信雄） それでは、議案第 12 号から第 15 号について、補足説明をさせていただきます。

失礼して、自席にて着席をして説明させていただきます。

初めに、ただ今、追加配布させていただきました資料「平成 27 年度決算に係る事業概要説明」を説明させていただきます。お手元にご用意をお願いします。

なお、この資料は、事前配布いたしました「平成 27 年度主要な施策の成果報告書」11 ページ 12 ページの数値を、経年変化を見るためにグラフ化したものでございます。

まず、「被保険者数の推移」についてですが、被保険者数は 27 年度の月平均で 359,012 人となり、対前年度比で 1 %の増となっておりますが、全国平均から見ますと比較的緩やかな増加となっております。

次に、「医療給付費の推移」を見ますと、27 年度は 2,495 億 8,900 万円で対前年度比は 2.7%の増となります。医科の伸びは比較的少なく、歯科・調剤・その他療養費で 4 %台の伸びとなっております。

次に、「一人当たり医療給付費の推移」を見ますと、27 年度は年額 695,211 円となり、前年度の伸びは 1.7%となります。額といたしましては、全国的に見て、新潟県が一番低い位置にあります。

次に、「保険料収入(現年度分)の推移」ですが、27 年度は 147 億 400 万円で、対前年比で 2.6%の減となります。平成 26 年度、27 年度とも、保険料収入が落ちておりますが、これは年金支給額が、特例調整により減額されたことにより、高齢者の収入が減少したことによるものでございます。

これは次の、「一人当たり平均保険料の推移」にも言えることですが、平成 27 年度の一人当たり保険料は年額 39,029 円で、前年度より 3.8%の減となっております。

また次の、「保険料軽減額と対象者の推移」ですが、高齢者の収入が減少したことにより、保険料の軽減対象者数は増加することとなり、保険料の軽減額では、27 年度で 73 億円で前年度比 3.6%増、対象者数は 259,275 人で 4.6%の増となります。

なお、「市町村負担金の推移」では、27 年度は 254 億 3,800 万円であり、対前年度比で 3.1%の増となります。

この資料については、説明は以上です。

次に、議案書と併せて送付させていただきました薄い冊子「平成 28 年 8 月定例会提出議案の概要」という資料について説明をさせていただきます。お手元にご用意をお願いします。

概要の 1 ページをお開きください。

議案第 12 号「平成 27 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」主なものをご説明いたします。

なお、説明の都合上、決算額は千円単位とし、決算書本体の該当ページ数を各説明欄に記載しておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

決算概要は、歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出差引額ともに記載のとおりであり、差引額は、平成 28 年度に繰り越し、市町村からの共通経費負担金の減額や国庫負担金への精算を行います。

中ほどの「主な歳入」の欄になりますが、市町村から事務的経費に対してご負担をいただく「分担金及び負担金」のほか、長寿・健康増進事業に対して受ける「国庫支出金」などがございます。金額については、記載のとおりです。

なお、「国庫支出金」は、前年度と比べて 16 億 8,877 万円減少しておりますが、これは、平成 26 年度まで一般会計で収入しておりました「高齢者医療制度円滑運

「臨時特例交付金」を、27 年度からは「後期高齢者医療特別会計」で直接受けるように変更したことによるものでございます。

これが、上段の「決算概要」で対前年度比較での減額の主な理由でございます。

続きまして、「主な歳出」の欄になります。

「一般管理事務費」の「特別会計事務費繰入金」ですが、医療給付に関する事務費を特別会計へ繰出したものであります。

以下、関係事業費の金額及び主な使途については、記載のとおりであります。

次に、3 ページをご覧ください。

議案第 13 号「平成 27 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」主なものを説明いたします。

決算概要は、歳入決算額、歳出決算総額、歳入歳出差引額ともに記載のとおりであります。

差引額 56 億 9,791 万 7 千円は、平成 28 年度に繰り越しをいたしますが、このうち、56 億 7,197 万 2 千円は、平成 27 年度の医療給付費の精算により、国・県・市町村及び支払基金に対する返還金の財源として充当いたしますので、実質繰越額は 2,594 万 5 千円となります。

次に、中ほどの「主な歳入」の欄になります。

「市町村支出金」、「国庫支出金」「県支出金」「支払基金交付金」は、主に、歳出における医療給付費の財源として、個々に定められた負担率により受け入れるものでございます。

「繰入金」ですが、特別会計に係る事務費分の財源として受け入れた「一般会計繰入金」のほか、低所得者及び被用者保険の被扶養者の保険料軽減分の財源として国から受けた交付金を積み立て、それを取り崩し充当した「臨時特例基金繰入金」と、保険料据え置きに必要な財源として「医療財政調整基金」から取り崩した「医療財政調整基金繰入金」がでございます。

「繰越金」は、平成 26 年度からの繰越金でございます。

次に、「主な歳出」の欄になります。

「総務費」ですが、決算額 16 億 5,965 万 2 千円となります。

事業別の主な内訳は 3 ページ下段から 4 ページ上段に記載のとおりであります。

次に、4 ページの「保険給付費」ですが、決算額は記載のとおりであり、療養諸費の療養給付費、その他療養諸費、審査支払手数料及び高額療養諸費、葬祭費であります。平成 26 年度に比べますと、全体として、2.7%の増となりますが、主に療養給付費の伸びによるものでございます。

下段の「県財政安定化基金拠出金」ですが、保険料収入額の不足等に対する財政リスク軽減のため、新潟県が設置している基金に対して広域連合からの拠出金であります。国3分の1、県3分の1、広域連合が3分の1を拠出し、基金を造成しております。

5ページの「保健事業費」ですが、健康診査については、各市町村への委託料であり、受診率は全体で23.9%。前年度より1.6ポイント上昇しております。

次に、7ページをご覧ください。ここでは、議案第12号及び議案第13号に関連する「財産の状況」についてご説明いたします。

「物品」ですが、「サーバ機」は、電算処理システム用の一括処理専用サーバ機を保有しております。

「後期高齢者医療制度臨時特例基金」ですが、被扶養者及び低所得者の保険料軽減などの財源として、国から交付された臨時特例交付金を積み立てていたものであります。

3月末現在高は記載のとおりであります。27年度出納整理期間中に全額を取り崩し、保険料軽減等に充当しており、当基金は平成28年5月末で基金を廃止しております。

「後期高齢者医療財政調整基金」ですが、これまでの後期高齢者医療特別会計の実質繰越金を基金に積み立てていたものであります。決算年度末現在高は、記載のとおりであります。この積立金は、次年度以降の保険給付費に充当いたします。

次に、9ページをご覧ください。

議案第14号「平成28年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について」ご説明をいたします。

一般会計補正予算書では、1ページから8ページが該当ページになります。

補正予算額は103万6千円の追加となります。

補正理由ですが、平成27年度の国庫補助事業の精算に係る経費を補正するものです。

「歳入予算」の「繰越金」については、国庫補助事業の精算を行うための財源であります。

「歳出予算」では、総務費の一般管理費の「償還金」は、平成27年度医療制度事業費補助金の精算による国への返還に要する経費であります。

次に、11ページをご覧ください。

議案第15号「平成28年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別

会計補正予算について」ご説明いたします。

補正予算額は 59 億 4,837 万 8 千円の追加であります。

補正理由ですが、平成 27 年度保険給付費等の実績に基づき、各種負担金等の精算に係る経費を補正するものであります。

「歳入予算」であります、「市町村支出金」及び「国庫支出金」「県支出金」の各々の「療養給付費負担金過年度分」は、平成 27 年度の医療給付費等の実績に基づく精算により、負担金の不足分を受け入れるものであります。

「繰越金」は、前年度繰越金の一部を、保険給付費等の実績に基づく精算による返還金の財源とするために繰り越すものであります。

「歳出予算」ですが、「諸支出金」の「償還金」で、国・県・市町村・支払基金から受け入れた平成 27 年度分の負担金等を、医療給付費等の実績に基づく精算により返還する費用として補正をさせていただくものであります。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（志田常佳） なお、この際、監査委員から議案第 12 号及び第 13 号についての審査結果の発言を求められておりますので、これを許可します。

小柴代表監査委員。

◎監査委員（小柴昭彦） はい。

〔小柴代表監査委員、登壇、説明〕

◎監査委員（小柴昭彦） 監査委員の小柴です。よろしくお願いいたします。

それでは、決算審査報告をいたします。

地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 2 項の規定によって、審査に付された平成 27 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であるものと認められました。

また、予算の執行状況についても、適法かつ適正に執行されたものと認められました。

意見のまとめについて申し上げます。

今後も医療費の増加が見込まれる中で、本制度は安定的に運営されていかなければなりません。

そのために、保険料収納対策などについて市町村と連携するとともに、医療費の動向把握や分析による効果的かつ効率的な保健事業を推進し、医療給付の円滑な提供に努めていただきたいと思います。

これからも、本制度が住民の理解と協力を得て、被保険者の健康の保持・増進に寄与するよう望むものであります。

なお、詳細につきましては、お手元の歳入歳出決算審査意見書をご参照いただきたいと思います。

以上で、決算審査に係る意見の報告を終わります。

○議長（志田常佳） それではこれより、議案第 12 号「平成 27 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

○議長（志田常佳） 五位野和夫議員。

◆五位野和夫 はい。議長。

〔五位野議員、登壇、討論〕

◆五位野和夫 柏崎市の五位野和夫です。

議案第 12 号「平成 27 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」、反対の立場で討論を行います。

一般会計では歳入歳出差引額は 5,068 万 7 千円であります。一般会計と特別会計の総計決算では形式的収支及び実質収支は 57 億 4,860 万円であります。今ほどの話にもありましたように、意見書の結びでは「財産である基金を有効に活用し、制度の安定的な運営と被保険者の負担軽減に努められたい」としております。

しかし、新潟県の保険料滞納者は平成 27 年 10 月 30 日の第 2 回医療懇談会会議資料で、平成 26 年度は延べ 3,644 人で割合は 1.02%、平成 25 年度の 3,428 人で 0.97%に比べ人数、割合とも増加しています。

高齢者が増加する中で滞納者の人数が増えるとしても、割合が増加しているこ

とは保険料負担が重いということを表していると思います。新潟の収納率は全国トップクラスとなっていますが、保険料の軽減制度があるとはいえ、被保険者には重い負担と言えます。年金からの天引き、扶養家族としてでなく一人一人が保険料を払うこと、ここに保険制度の負担の大変さがあります。

75 歳以上の多くの高齢者は収入が年金のみとなり、収入が限られてしまい、厳しい生活状況にあります。その高齢者の命に関わる後期高齢者医療制度では、決算審査意見書の結びで「これからも、本制度が住民の理解と協力を得て、被保険者の健康の保持・増進に寄与するよう望む」とされていますけれども、制度が当面存続する以上、保険料の負担を軽減し、安心して医療を受けやすくすることがあるべき姿ではないでしょうか。

だからこそ、毎年、軽減措置の特例の延長や保険者の保険財政基盤安定を図るための要望書が全国後期高齢者医療広域連合協議会の会長名で、厚生労働大臣へ提出されています。これは不安定な財政によって運営されていることを明確にしています。

以上、この制度は高齢者を苦しめる制度であり、先ほど補足説明でもありましたが、運営においても様々な保健事業に取り組んでおられますが、持続性が問題視される制度であることを指摘し、元の制度に戻すべきことを理由に決算の認定に反対いたします。

同様に議案第 13 号特別会計におきましても、この制度について反対することであり、特別会計の決算認定についても反対することを申し上げ討論を終わります。

○議長（志田常佳） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第 12 号「平成 27 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

○議長（志田常佳） 次に、議案第 13 号「平成 27 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第 13 号「平成 27 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

○議長（志田常佳） 次に、議案第 14 号「平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第 14 号「平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（志田常佳） 次に、議案第 15 号「平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより議案第 15 号「平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

△日程第7 一般質問

○議長（志田常佳） 次に、日程第7、一般質問を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

質問をする際には、通告した内容の範囲内での質問とし、通告した内容から外れることのないよう、お願いいたします。

質問回数は3回までとなりますが、初回は登壇席から、2回目以降につきましては議席から発言をお願いいたします。

なお、申し合わせによりまして、あらかじめ発言時間の制限をいたしております。

発言時間は、1人15分以内、答弁を含めて30分以内となっております。

渡辺幹衛議員。

◆渡辺幹衛 はい。

〔渡辺議員、登壇、質問〕

◆渡辺幹衛 妙高市の渡辺幹衛です。通告しましたとおり一般質問をいたします。今後の後期高齢者医療制度についての考えをお尋ねいたします。

いつまで生きるつもりかという大臣の暴言もありましたが、人口の高齢化の進行の中で消費の低迷が日本経済の足かせとなっています。これはOECD加盟34か国の中でも際立った異例なかたちであります。

大企業の内部留保が300兆円を超える空前の規模更新をしている中で最大の要因は将来への不安、とりわけ老後不安だと思います。かつて、1億総中流などと言われたこともありました。今では老後崩壊、下流老人が他人事ではないという現実が迫っています。厚労省幹部がこの制度導入に際して述べたように医療費が上がる痛みを高齢者に直接感じてもらう制度であるということが、いよいよ浮き彫りになってきています。

ところが、政府は来年度から保険料軽減措置を段階的に打ち切る計画を検討しております。加えて、75歳以上の窓口負担を原則2割に引き上げることをメニューとしています。それは社会保障審議会の医療保険部会が年内に議論をまとめるための審議を進めていることや、厚労省の来年度概算要求で、既に先取り姿勢が

明らかになっています。それで4点お尋ねします。

1点目は、「保険料軽減特例の廃止への対応について」です。以前の答弁では激変緩和を考慮して段階的に、などという要望をしているという話もありましたが、今ほどの討論でもありましたように決算でも滞納者の数・率ともに増えているというのは、お年寄りの皆さん、高齢者の皆さんの生活実態の反映でもあると思います。この点をお尋ねします。

2点目は、「窓口2割負担への対応について」です。広域連合として窓口2割負担の検討の中止を国に求めているかどうかと考えますがいかがですか。

3点目は、「制度導入時に青天井と批判されたとおり後期高齢者医療制度の限界が明らかになっていることへの対応はどうか」ということです。28年度予算については基金の活用とか色々と保険料値上げを抑えましたが、今決算にもありましたが基金の状況と事業の継続性、今後の保険料動向について併せて伺います。

最後に4点目、「社会保障は国の顔です。社会保障にとりわけ戦後の復興を支えてきた高齢者の皆さんに「自助・自立」を求めるような後期高齢者医療制度を廃止し、元の制度に戻すことを国に求めているかどうか。」この4点をお尋ねします。

◎**広域連合長（篠田昭）** 議長。

○**議長（志田常佳）** 篠田広域連合長。

〔篠田広域連合長、登壇、答弁〕

◎**広域連合長（篠田昭）** 渡辺幹衛議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「保険料軽減特例」についてのお尋ねです。国では「後期高齢者の保険料軽減特例については、平成29年度から原則、本則に戻すとともに、急激な負担増となる者については、きめ細やかな激変緩和措置を講ずる。」としております。現在、国で検討が行われていると聞いておりますが、現時点では、具体的な内容は示されておられません。

当広域連合としては、見直しは被保険者への影響が大きいことから、現行制度を維持することや、やむを得ず見直しを行う場合は、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないようにするため、きめ細やかな激変緩和措置を講ずるよう、国に要望してまいりましたが、今後も、必要に応じて働きかけを行ってまいります。

次に、窓口負担についてのお尋ねです。国の社会保障審議会医療保険部会において、制度の持続可能性と世代間の負担の公平性の観点や、今後増加が見込まれる医療費を国民全体でどう支えていくのか、などの観点から、見直しについての議論が始まったと聞いております。

当広域連合といたしましては、被保険者に過度な負担が生じないよう、国の動向を注視し、必要に応じて、全国の広域連合とともに、国に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療制度の存続についてのお尋ねですが、後期高齢者医療制度の財源は、高齢者の保険料が約1割、若年者の保険料から負担いただく後期高齢者支援金が約4割、公費負担が約5割とされており、2年ごとに収支状況を見ながら、保険料率を見直すことで財政の均衡が保たれ、制度の安定運営が図られております。

議員お尋ねの財政調整基金は、前年度までに生じた繰越金を積み立て、次期保険料率算定時に財源充当しているものでありますが、制度の根幹をなす財源ではないため、基金の残高が制度の運営に大きな影響を与えるものではないと考えております。

また、感染症の拡大など不測の事態により、財源不足が生じた場合にも、毎年度、積立を行っている県の財政安定化基金を活用することなどにより、対応することとしております。

なお、制度の安定運営を図るには、医療費の増加を抑制することが重要でありますので、ジェネリック医薬品の利用促進や重複・頻回受診の適正化事業、重症化予防のための事業などを、引き続き進めてまいりたいと考えております。

なお、財政調整基金の残高は、本年3月末で約50億円となっております。

次に、後期高齢者医療制度の廃止を国に求めているかどうかというご質問です。国では、「制度施行から8年が経過し、制度は定着してきており、現行制度を基本としつつ、必要な改善を図っていく」としております。

当広域連合としても、制度は十分定着していると考えており、制度の廃止を国に求めることは考えておりません。

今後とも、被保険者の皆様が適切な医療を受けられ、安心して生活を送ることができるよう制度の安定運営に努めてまいります。

◆渡辺幹衛 議長。

○議長（志田常佳） 渡辺幹衛議員。

◆渡辺幹衛 再質問いたします。

今、連合長の説明では制度が安定しているとか負担の公平がどうか色々言葉が出てきましたけれども、高齢者の生活実態は私が言うまでもなく非常に厳しいものがあります。そして日本の、我が国のGDPが伸び悩んだり消費が低迷したりしているのは先ほど申し上げましたようにOECDの加盟各国とは違った状況です。一方で、富の偏りが非常に大きくなっているのがこの国の特徴です。

そして公平な負担と言いますが、若い人たちは非正規だったり、その日暮らし、やっとの思いで、少子化の防止にもつながらないという現実があります。そういう点でいえば私は今の様な状況が続けば、新潟県の保険料そのものは皆さんの努力もあって全国でも1番低いという問題がありますけれども、今の制度のままで移行すれば将来は保険料を上げるか、受診を抑制するかのどちらか二者択一を迫ることになります。

先ほども申し上げましたが、あの大战の後の戦後復興を支えてきた高齢者の皆さんを待っている老後がこのような現状では、私は決して美しい国、住みよい国とは言えないと思います。そういう点ではもう一度はっきりお尋ねしたいと思います。

保険料を上げないために医療費の抑制と言いますが、受診機会を失わせるような、受診を控えるようなかたちでの医療費の抑制というのは、後で重症化して結果的には高い医療費になると思います。そういう点ではこの制度は決して定着したと言うわけにはいかないと思います。時間さえ経てば定着するわけではありません。諦めるわけでもありません。

お年寄りの皆さんは、先日も全国の高齢者大会が開かれていましたが、非常に怒りを持って発言しておられます。そういう声を連合長、色々政府で検討している中身は分からないとか色々ありますが、積極的にその情報を求めながら必要な対応を取って県民、その中の高齢者の皆さんの暮らし・生命を守る努力を最大限していただきたいと思います。いかがですか。

◎広域連合長（篠田昭） 議長。

○議長（志田常佳） 篠田広域連合長。

〔篠田広域連合長、登壇、答弁〕

◎**広域連合長（篠田昭）** 渡辺幹衛議員の再質問にお答えいたします。

今のどこが質問なのかよく分からないのですが、ご意見は承りました。先ほどと繰り返しになりますけれども、当広域連合として制度は十分定着していると考えております。制度の安定運営を図るには医療費の増加を抑制することが重要でありますので、ジェネリック医薬品の利用促進、重複・頻回受診の適正化事業、重症化予防のための事業などを引き続き皆様と共に進めてまいりたいと考えております。

○**議長（志田常佳）** 以上をもって、一般質問を終結いたします。

△日程追加 議案第 16 号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

○**議長（志田常佳）** ただ今、広域連合長から議案第 16 号「新潟県市町村総合事務組合規約の変更について」が提出されました。

ここで、本議案を配付いたします。

〔議案の配付〕

お諮りいたします。ここで、日程を追加し、本議案を議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

広域連合長の説明を求めます。

◎**広域連合長（篠田昭）** 議長。

○議長（志田常佳） 篠田広域連合長。

〔篠田広域連合長、登壇、説明〕

◎広域連合長（篠田昭） 議案第 16 号「新潟県市町村総合事務組合規約の変更について」説明させていただきます。

この度、新潟県市町村総合事務組合の構成団体である「加茂市・田上町消防衛生組合」が、新たに児童福祉法に規定する「病児保育」に関する事務を開始するにあたり、組織の名称を「加茂市・田上町消防衛生保育組合」に改めることになりました。

また、同組合は、非常勤職員に対する公務上又は通勤時の災害に対する補償に関する共同処理事務に加わることになりました。

これらについて、規約の変更が必要となったものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜るようお願い申し上げます。

○議長（志田常佳） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 16 号「新潟県市町村総合事務組合規約の変更について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（志田常佳） これで本日の日程は全て終了しました。

以上で、平成 28 年新潟県後期高齢者医療広域連合議会 8 月定例会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

午後 2 時49分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

志田 崇佳

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

草間 敏幸

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

坂 信男